

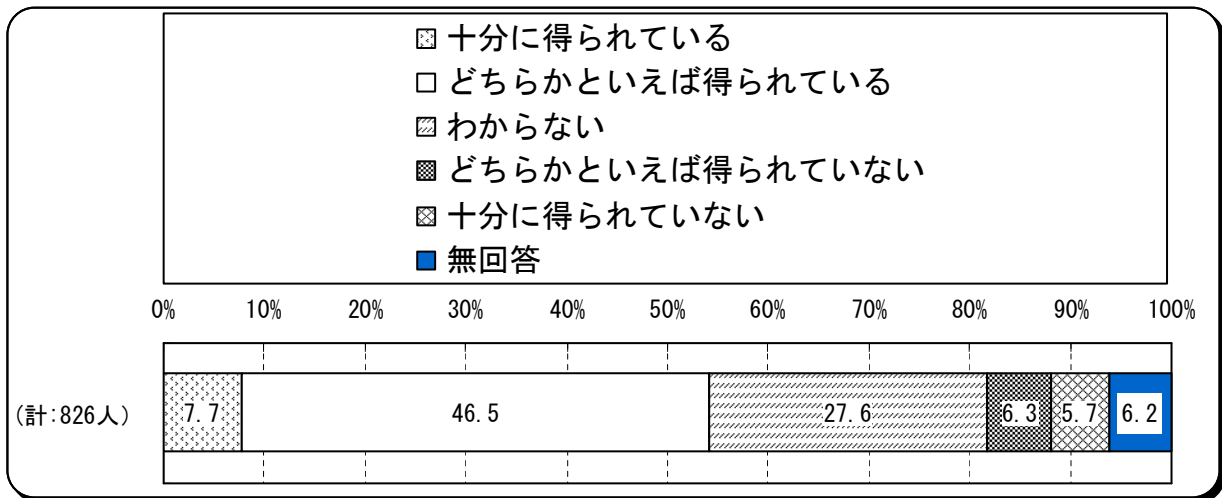
第1章 みんなに届く 福祉サービスづくり

1 相談支援・情報提供体制の充実

現 状

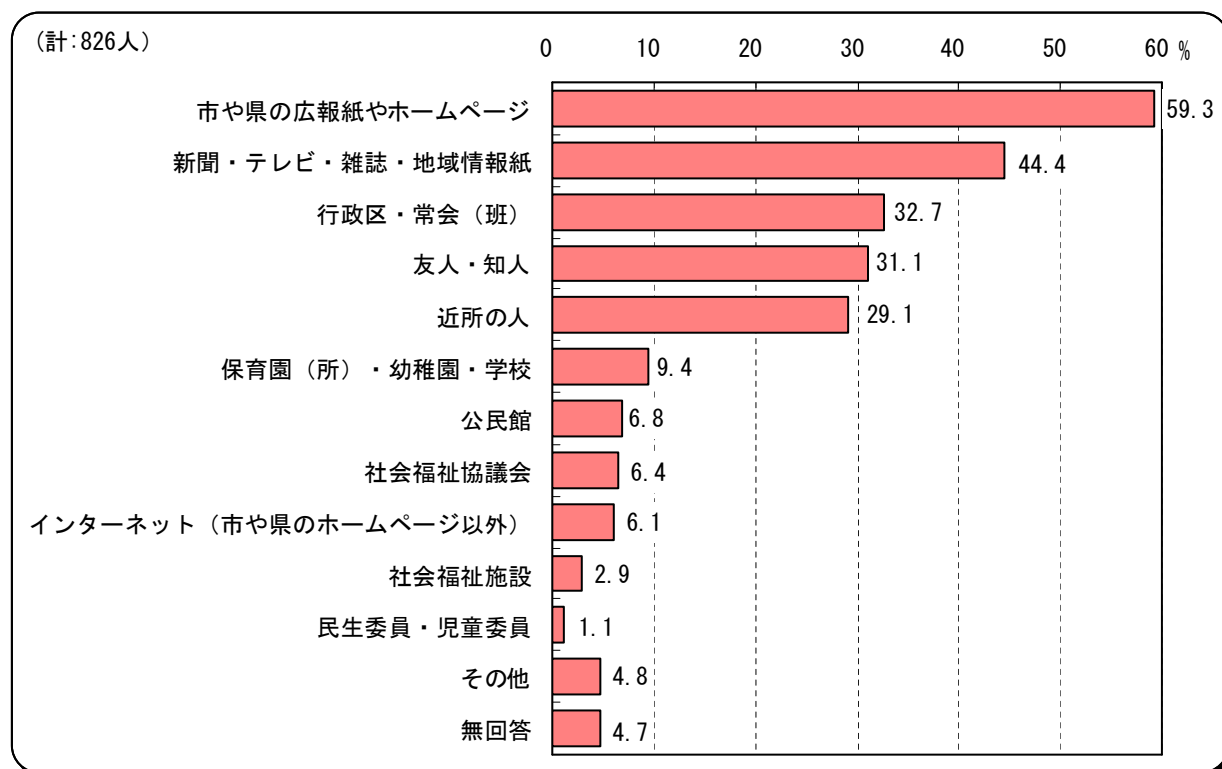
- ◆ 福祉サービスの相談支援については、行政機関、社会福祉協議会、社会福祉施設などで行われています。また、身近な相談窓口として、民生委員・児童委員及び福祉員が活動しています。しかし、相談機関に関する情報の提供不足などから、どこに相談すればいいかわからない人がいるのも実情としてあげられます。
- ◆ 情報提供については広報紙やチラシなどに加えて、最近ではインターネットなどによる情報提供も推進しています。
- ◆ アンケート調査によると、地域や生活に関する情報を「十分に得られている」または「どちらかといえば得られている」と回答したのは54.2%にとどまり、12.0%の回答者は「どちらかといえば得られていない」「十分に得られていない」と回答しています。情報の収集先については、「市や県の広報紙やホームページ」が59.3%で最も多く、次に「新聞・テレビ・雑誌・地域情報紙」(44.4%)、「行政区・常会(班)」(32.7%)となっていることから、今後の情報提供手段としてこれらを有効に活用していく必要があります。一方、日常生活で困ったときの相談相手としては、「家族や親戚」(74.3%)、「友人・知人」(40.9%)、「近所の人」(24.2%)など近親者や身近な人が上位を占めています。

■地域や生活に関する情報の入手状況（単数回答）



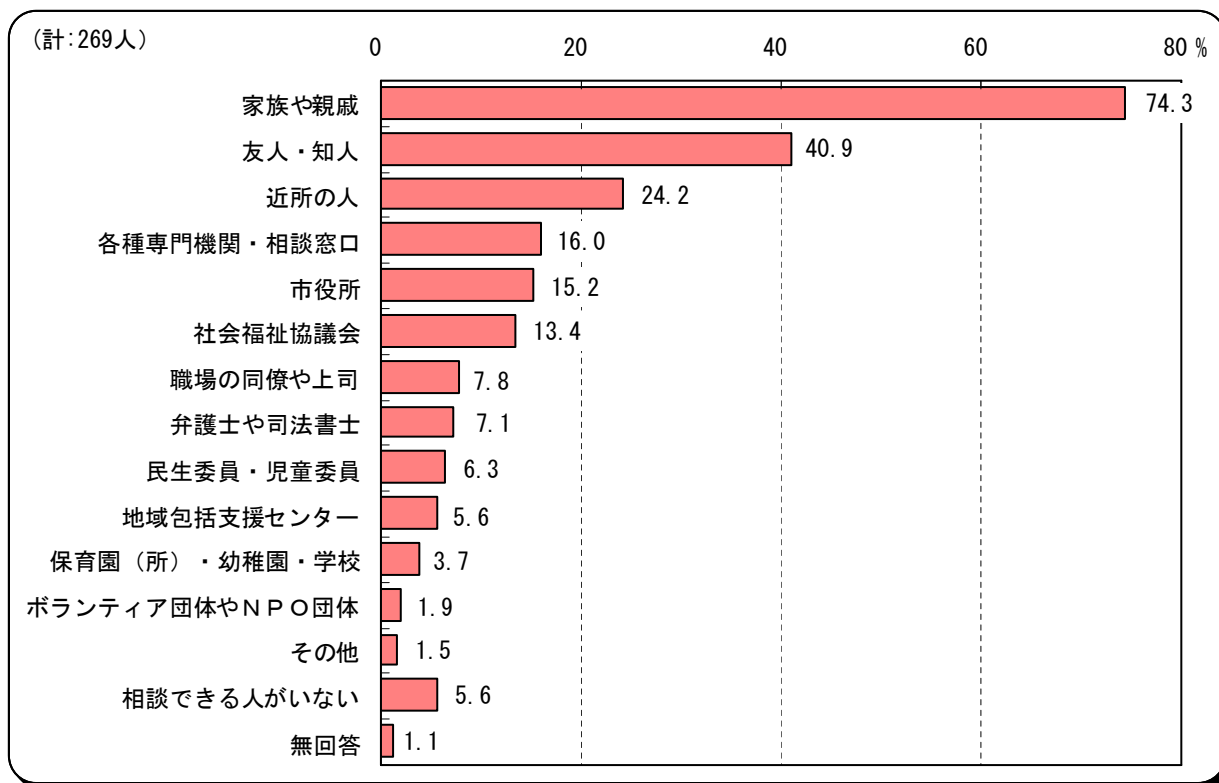
資料：アンケート調査
※()内は回答者数

■地域や生活に関する情報の入手先（複数回答）



資料：アンケート調査

■日常生活で困ったときの相談相手（複数回答）



資料：アンケート調査

課 題

- ◆ 相談窓口に関する情報提供を含めた、身近なところで相談できる相談支援体制の確立が必要となっています。
- ◆ 身近な人が相談先となることが多いことから、こうした相談される人たちが適切な対応をとれるように、福祉サービスなどに関する情報提供を幅広く行う必要があります。
- ◆ 情報はそれを必要としている人に正確に伝える必要があることから、一方向の情報提供だけでなく、市民に情報が正確に伝わっているか確認する意味も含めて、地域における課題や要望等の意見を聞く機会を設けることが必要となります。

施策の方向

① 情報提供体制の充実

必要な情報を容易に入手できるよう、広報紙やホームページ等の情報提供の工夫に努めます。

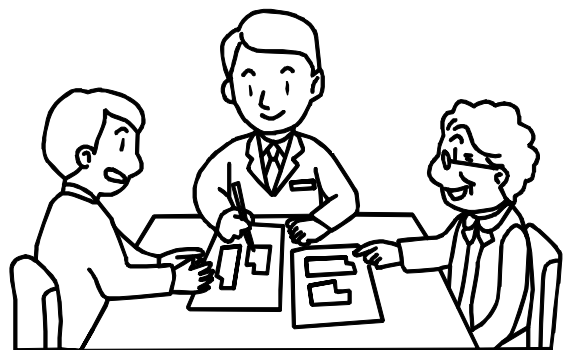
また、サービスを必要とする人やその周囲の人が必要な情報を容易に入手できるよう、様々な媒体を活用し、サービスに関する情報提供を行います。

② 相談支援体制の充実

市民の多様なニーズに対応した総合的な支援を進めるため、相談員の資質向上に努めるとともに、個人情報の扱いに留意しつつ、関係部門相互の連携を密にするなど、相談支援体制の充実を図ります。

③ 民生委員・児童委員等との連携

民生委員・児童委員や福祉員などは、福祉情報の提供者として地域住民と行政をつなぐ重要な役割を担っていることから、研修会の開催などによる資質向上を図るとともに、行政との連携、また、民生委員・児童委員、福祉員同士の連携を密にし、民生委員・児童委員及び福祉員の一層の活用を推進します。



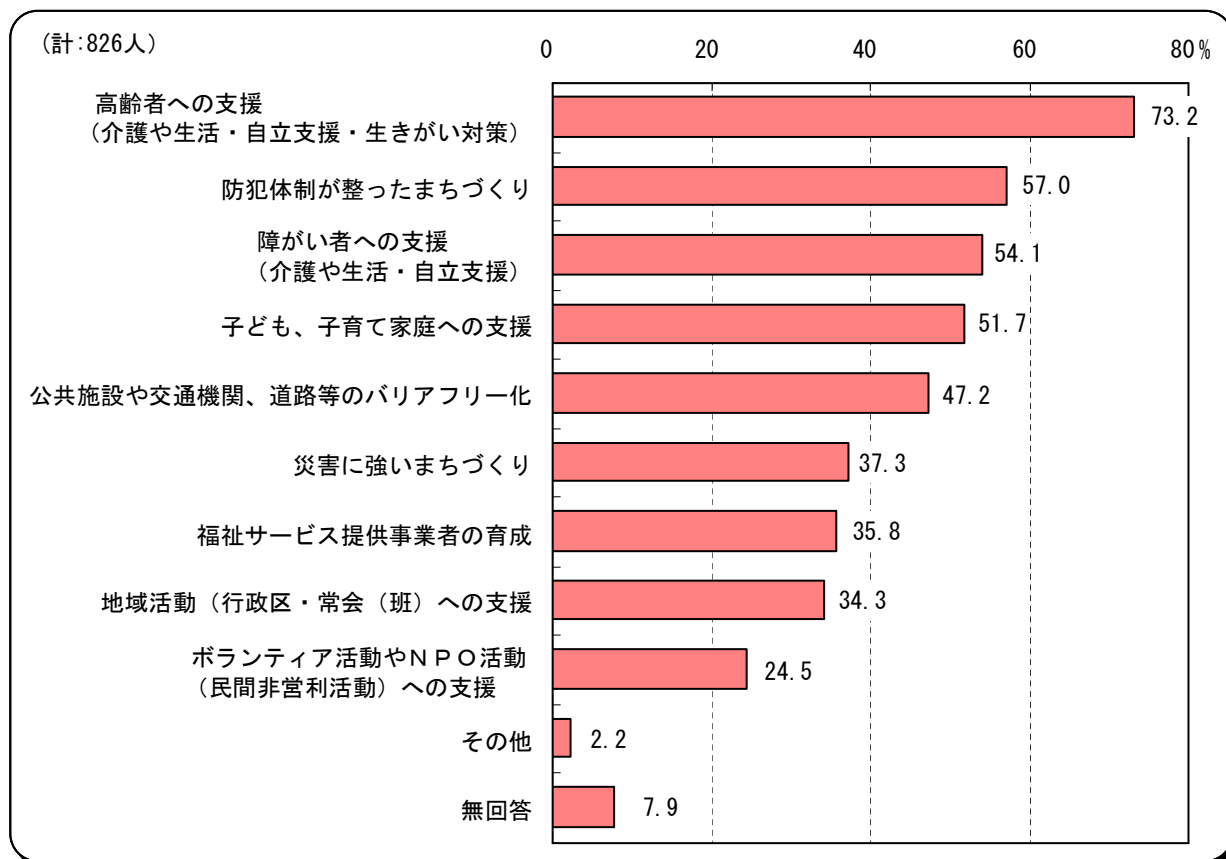
取組主体	取組内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やパンフレット等に目を通し、福祉サービスに関する情報の把握と制度の理解を深めるとともに、地域における口コミや回覧板等を活用して、地域情報のネットワーク化に努めます。 ● 民生委員・児童委員や福祉員のみならず、住民一人ひとりが身近な相談窓口として相談に乗り、しかるべき機関につなげるとともに、支援を必要としている人の把握等、地域における情報の収集に努めます。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協だよりや出前講座等による情報提供の充実を図るとともに、地域の身近な相談支援体制の整備を促進します。 ● 職員の研修を行うなど相談事業の強化に努めます。
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やホームページの工夫や活用、民生委員・児童委員、福祉員との連携などにより、福祉制度やサービス提供のしくみ、さらにはサービス事業者の情報等、わかりやすい情報提供に努めます。 ● 個人情報の保護に留意しつつ、専門的かつ複合的なサービスニーズにも対応できるよう、研修などを通じて相談員の資質向上に努めるとともに、関係機関等との連携を深め、相談支援体制の充実を図ります。

2 福祉サービスの充実

現 状

- ◆ 少子・高齢社会の到来、経済社会情勢の低迷、家庭や地域機能の変化、生活様式や趣味嗜好の多様化などに伴い、福祉サービスに対するニーズは多様化しています。
- ◆ 福祉サービスは、行政が措置として提供する仕組みから、介護保険法や障害者自立支援法のサービスのように、利用者がサービスを自由に選ぶことができる仕組みに変わりましたが、このため、適切なサービスを選ぶための情報や知識がより一層必要となってきています。
- ◆ 本市でも、高齢者やその家族に対する保健福祉サービスや介護サービスをはじめ、子どもや子育て家庭に対する福祉サービス、障がい者やその家族に対するサービスなど、様々なサービスを実施しています。しかし、サービスの内容を知らない、利用方法が分からないなどで、必ずしも利用者のニーズにあったサービスが適切に利用されているとは限りません。また、サービス内容が不十分であったり、ニーズと合っていないことも考えられます。そこで本市では、支援の必要な人に、福祉・保健・医療の関係者が連携したケアチームを組織し、各種在宅サービスが適切に受けられるようにする「地域ケアシステム」を推進していますが、住民に対する認知が進まないことや十分な支援体制とするための体制づくりが課題となっています。
- ◆ アンケート調査によると、地域福祉を進めていくうえで優先的に取り組むべきものとして「高齢者への支援」(73.2%)、「防犯体制が整ったまちづくり」(57.0%)、「障がい者への支援」(54.1%)、「子ども、子育て家庭への支援」(51.7%)などが上位にあがっており、各種福祉サービスの充実が求められています。

■取組が必要な地域福祉分野（複数回答）



資料：アンケート調査

課 題

- ◆ 利用者の立場に立って、適切なサービスが円滑に利用されるよう、様々なサービスや資源を組み合わせる総合的に対応する必要があります。
- ◆ 情報提供のあり方を含めたサービスを、利用しやすい仕組みに整える必要があります。
- ◆ 利用者側が不利益をこうむらないよう、福祉サービスの質を向上させることや、苦情への対応など、誰もが安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくりが必要です。

施策の方向

① 地域ケアシステムの充実

地域包括支援センターとも連携し、在宅生活に関して支援の必要な人に、効率的かつ適切な保健・医療・福祉の各種在宅サービスを提供する体制（地域ケアシステム）の充実を図ります。

② 各種福祉サービスの充実

高齢者や障がい者、子どもや子育て家庭など様々な生活課題を抱えた人が、住み慣れた地域で安心してサービスを受けられるよう、それぞれのニーズに対応したサービス基盤の整備を進めるとともに、サービス提供体制の充実に努めます。

③ 相談・苦情対応体制の充実

利用者が安心してサービスを選択・利用できるようにするため、サービス提供事業者や関係機関との連携を強化し、サービス利用に関する相談・苦情の受付・対応体制の充実に努めます。



取組主体	取組内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● サービスに関する情報を積極的に入手し、適切な利用を心がけます。 ● 地域ケアシステム的一端を担う者としての自覚をもち、見守りや助け合いなどに積極的に参加します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域ケアシステムを通じて、地域のサービスニーズと既存のサービスのバランスをチェックするとともに、各種地域資源との連携を通じて、不足しているサービスの充実に努めます。
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域ケア会議や関係者連絡会議等を開催し、関係機関のそれぞれの役割等を確認し、より利用者のニーズに沿った適切なサービスが提供できるよう、ケアマネジメント体制の充実に努めます。 ● 本市で策定した各種福祉計画の円滑な実施を推進し、各福祉サービスの拡充に努めます。 ● サービス提供事業者や関係機関との連絡調整を密にし、サービス利用に関する相談や苦情の受付と迅速な対応を目指します。

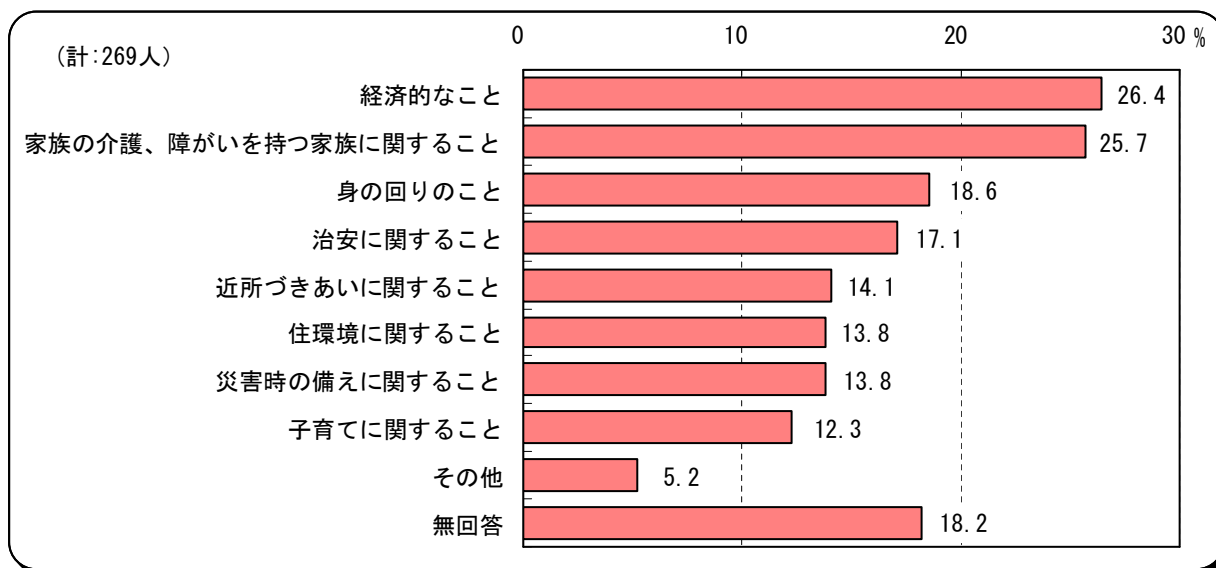
3 自立支援体制の充実

現 状

- ◆ 高齢者や障がい者などが住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、対象者ごとに提供されるサービスだけでなく、地域の支えあいや見守りといった地域の社会資源の活用も含めた支援体制の拡大が求められます。
- ◆ 判断能力に不安のある認知症高齢者や知的障がい者及び精神障がい者などが、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、日常生活の相談援助や財産管理などについて、支援を必要とする人が増えています。
- ◆ 景気の低迷などの影響が重なり、就労を希望する高齢者や障がい者などを雇用する企業がますます少ない状況となっています。
- ◆ アンケート調査によると、日常生活での困りごととして「経済的なこと」(26.4%)、「家族の介護、障がいを持つ家族に関すること」(25.7%)、「身の回りのこと」(18.6%)などが上位にあがっています。



■日常生活での困りごとの内容（複数回答）



資料：アンケート調査

課題

- ◆ 行政や民間団体などを含めた複数のサービスを適切に組み合わせて提供することが効果的であることから、多様なサービスが利用できる体制の確保が必要となります。
- ◆ 日常生活の財産管理などについては、日常生活支援事業^{※1}や成年後見制度^{※2}などの広報啓発を通じて、正しい理解や適切な利用の促進を図るとともに、相談支援事業の充実を図る必要があります。
- ◆ 就労を希望する人が、その能力や適性に応じた就労の場を確保できるよう、就労支援の充実を図ることが必要です。

※1 日常生活支援事業…認知症高齢者や知的・精神障害のある人など、判断能力が十分ではない人が自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用手続援助や日常的な金銭管理等を行う事業。

※2 成年後見制度…認知症高齢者や知的・精神障害のある人など、判断能力が十分でない成人を支援するための法律上の制度。民法上では、従来、禁治産、準禁治産という2つの類型が設けられていたが、平成12年の民法の改正により、軽度の認知症等に対応する補助類型や任意後見制度などが創設され、これまでよりも利用しやすい制度となった。

施策の方向

① サービス提供体制の拡充

高齢者、障がい者、子育て支援などへの公的なサービスの充実のほか、ボランティア団体をはじめ、NPO法人、社会福祉事業者などが提供するサービスと連携して、これらのサービスが活用される仕組みづくりに努めます。

② 権利擁護の促進

日常生活支援事業や成年後見制度などの広報・啓発を行い、市民はもとより福祉サービスに携わる人にも、正しい理解や適切な利用の促進と定着に努めます。

③ 就労支援の充実

働く意欲のある高齢者、障がい者などに対し、相談等を通じ本人の希望や適性・能力に応じた就労を支援するために、関係機関と連携を取りながら就労支援のネットワークづくりを進めていきます。また、シルバー人材センターの活用を図り、就労の拡大に努めます。



取組主体	取組内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域での助け合いに積極的に参加し、見守りやお互いの在宅生活の支え合い活動を活性化します。 ● 民生委員・児童委員や福祉員など身近な相談員とのふれあいを大切にし、気にかかることなどがあれば相談します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活福祉資金貸付事業などの経済的な支援事業の周知を図り、適正な活用を推進します。 ● 研修などにより、支援員の育成に努め、日常生活支援事業の円滑な実施と拡充を図ります。
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やホームページ、啓発冊子などにより、日常生活支援事業や成年後見制度の広報・啓発を行い、市民をはじめ、福祉事業者などサービスに関わる人にも、正しい理解や適切な利用の促進と制度の定着に努めます。 ● 職業安定所や茨城県障がい者雇用支援センター、茨城県障がい者雇用促進協会、シルバー人材センター等と連携して雇用の拡大と就労支援に努めます。 ● シルバー人材センターの周知を行い、活用の活性化を図ります。 ● ひとり親家庭等が自立した生活を営めるよう、就業能力向上のための資格取得、技能習得への支援を行い、個別の就業相談、雇用の促進に努めます。

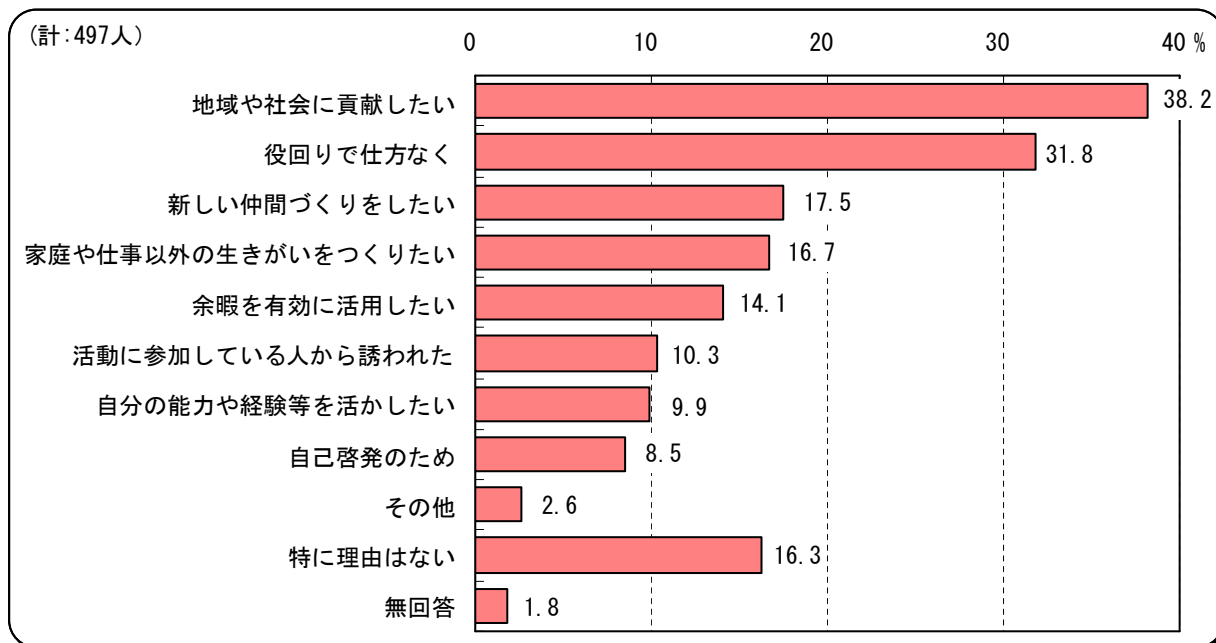
第2章 地域で共に支えあう あたたかな心づくり

1 支えあう心の育成

現 状

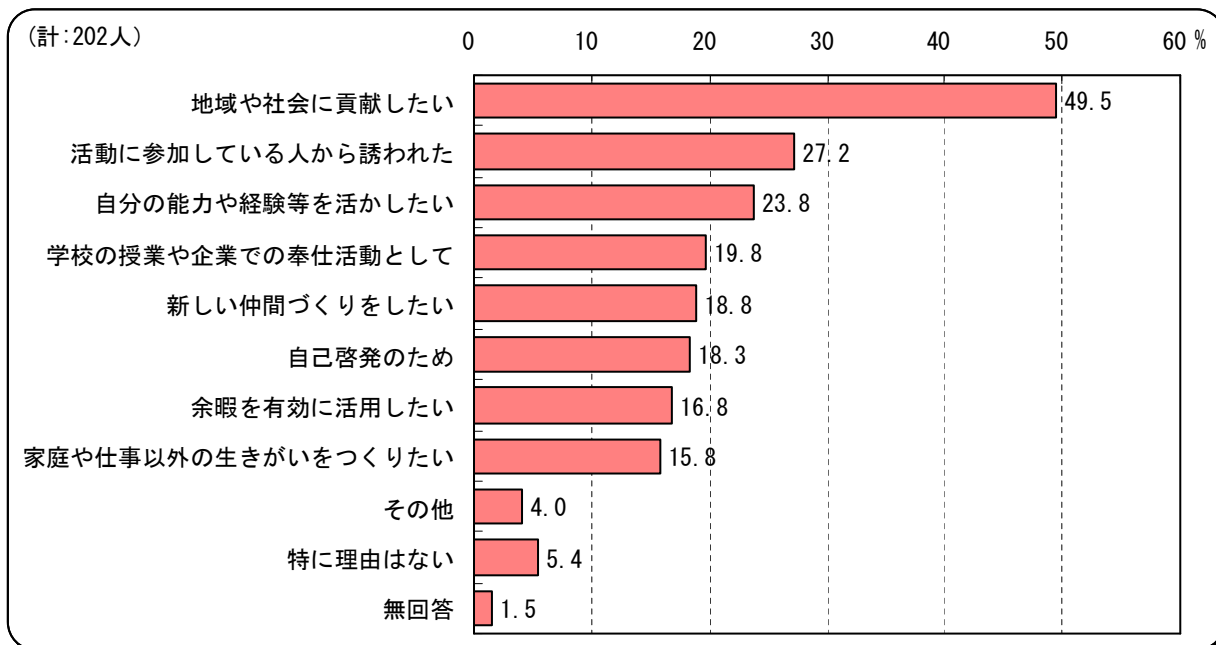
- ◆ 地域福祉は住民ひとり一人の助け合いの心で成り立っています。本市でも市の広報や講習会など、様々な広報・啓発活動や福祉教育、人権教育を進めてきました。しかし、景気低迷などによる自分優先の考え方や近所づきあいの希薄化など、地域福祉の推進に対するマイナス要因も増えてきています。
- ◆ また、現代社会は「ストレス社会」とも呼ばれ、うつ病患者の増加とともに、働き盛りの30～50歳代による自殺も増加しています。
- ◆ アンケート調査によると、地域活動(行政区・常会(班)や子ども会など)や社会活動(ボランティア活動やNPO活動など)への参加理由として、どちらも「地域や社会に貢献したい」が最も多く(地域活動：38.2%、社会活動：49.5%)、市民の意識づくりが進んでいることが分かります。しかし、一方で、地域福祉に関して、市民と行政の協働が進んでいない(「どちらかといえば進んでいない」と「全く進んでいない」の合計)との回答が半数近くにのぼるとともに、地域福祉を推進するうえで望ましい市民と行政の関係として「住民・行政協調型」(38.9%)に次いで「行政主導型」が26.0%と約4分の1を占めるなど、依然として行政に依存している様子が見えがえします。

■地域活動への参加理由（複数回答）



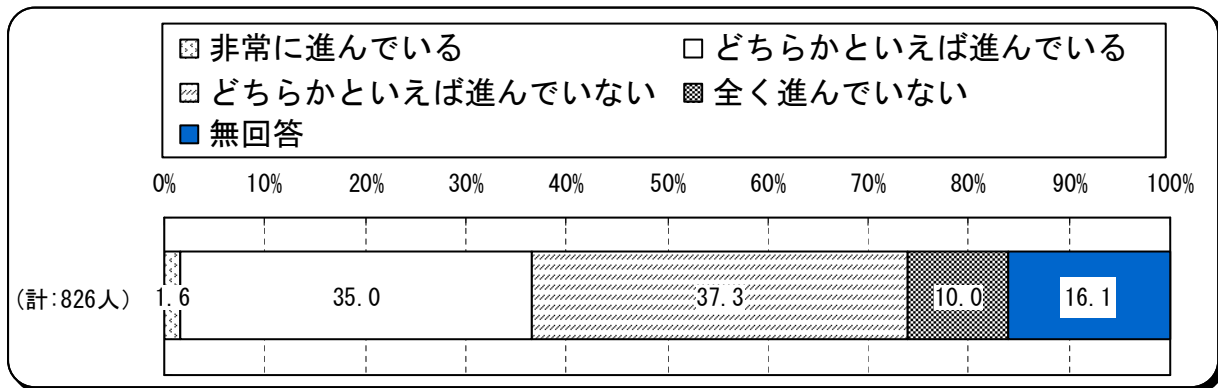
資料：アンケート調査

■社会活動への参加理由（複数回答）



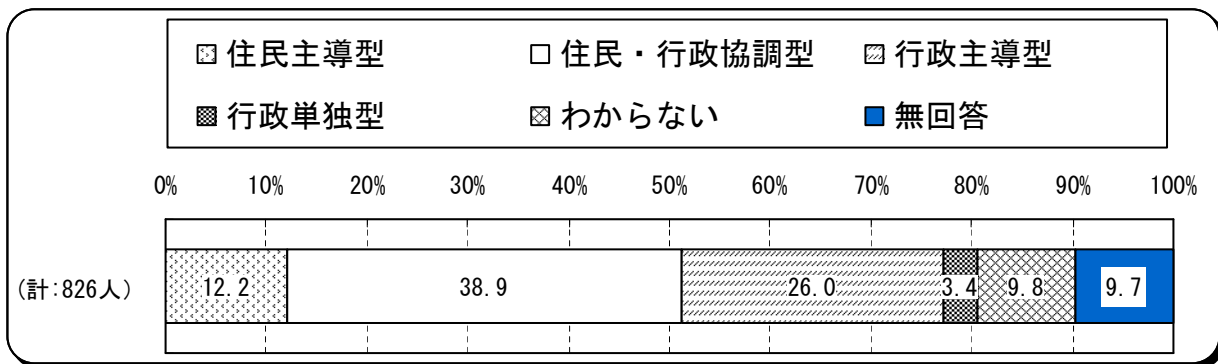
資料：アンケート調査

■地域福祉に関する市民と行政の協働状況（単数回答）



資料：アンケート調査

■地域福祉を推進するうえで望ましい市民と行政の関係（単数回答）



※住民主導型 …家庭や地域をはじめ住民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助する。
 住民・行政協調型…住民も行政も同じ立場で協力し合い、ともに取り組む必要がある。
 行政主導型 …福祉に関することは行政が行うべきだが、手の届かない部分は住民が協力する。
 行政単独型 …福祉を充実する責任は行政にあり、住民が協力する必要はない。

資料：アンケート調査



課 題

- ◆ 景気低迷などで生活が苦しくなっていく今こそ、地域住民相互の助け合いが必要であることを啓発する必要があります。
- ◆ 保育所や幼稚園、小・中学校等で高齢者や障がい者、地域の人々とふれあう機会をつくることや、それらの活動を通じて自然なかたちで人に対する理解を深めていくことが必要となります。
- ◆ 市と保健所等が連携し、自殺予防に関する講演会の開催や相談支援事業の強化及び親族等の支援に取り組む必要があります。

施策の方向

① 心のバリアフリー^{※1}などの推進

地域住民がお互いの人権を尊重し、支えあえる社会の実現のため、市広報やホームページ、各種啓発冊子などによる広報・啓発、講習会やセミナーなどの開催など、あらゆる機会を活用して、心のバリアフリー化を推進します。

② 福祉教育の推進

子どもたちが福祉について考え、学ぶ機会を提供できるよう学校や家庭、職場など、すべての生活の場面において、優しさや思いやりの心を育てるよう、福祉教育の推進に努めます。

③ こころの健康づくりの推進

自殺やうつ病に関する市民の認識を高めるため、保健・医療、関係機関と連携し、講座や教室を開催するとともに、相談支援体制の強化に努めます。

※1 バリアフリー…高齢者や障がい者などの自立と社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報における障壁、意識上の障壁などを除いていくこと。

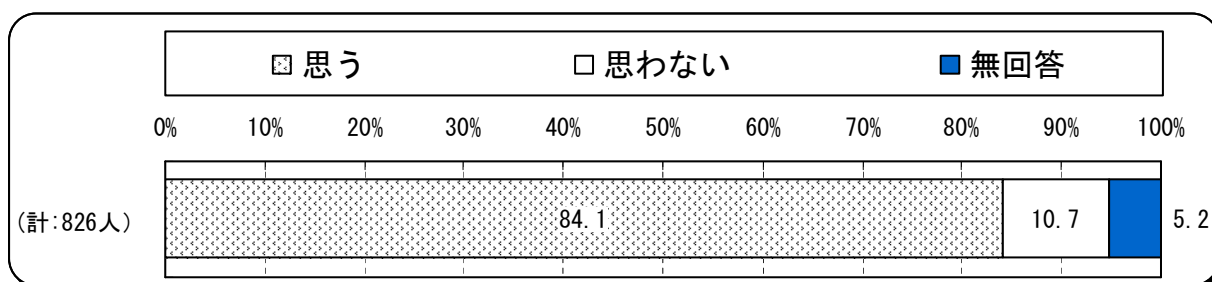
取組主体	取組内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 性別や年齢、障がいの有無、国籍などにかかわらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重されるよう、多様性の理解に努めます。 ● 高齢者や障がい者に対する理解と思いやりの心を育み、みんなが明るく暮らせる地域づくりを目指します。 ● 悩みや困ったことがあったら、一人で悩まず、身近な人や民生委員・児童委員、市の相談窓口、その他の相談機関などを積極的に利用します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協だよりをはじめ各種広報活動、地域福祉懇談会などの開催を通じて、市民の福祉意識の啓発に努めます。 ● 体験学習や出前講座、各種教室開催などにより福祉教育を推進し、様々な立場を理解する機会を提供します。
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉教育や各種講座の開催等により、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の必要性・重要性についての意識啓発に努めます。 ● 学校においても、地域との関わりを持ちながら、児童生徒の地域福祉への理解を深めていきます。 ● 障がいや認知症、うつ病などに対する正しい理解が得られるよう、地域ぐるみの啓発活動を積極的に推進します。 ● 市が主催する行事にだれもが参加できるようにするとともに、障がいの有無や種別、程度に関わりなく共に集い、理解を深めることができる各種のイベント開催を推進します。 ● 保健・医療・関係機関と連携し、自殺やうつ病に関する相談支援体制の充実を図るとともに、講座や教室を開催することにより、市民の認識を高め、自殺予防に努めます。

2 地域福祉を支える人材の育成と活動の活性化

現 状

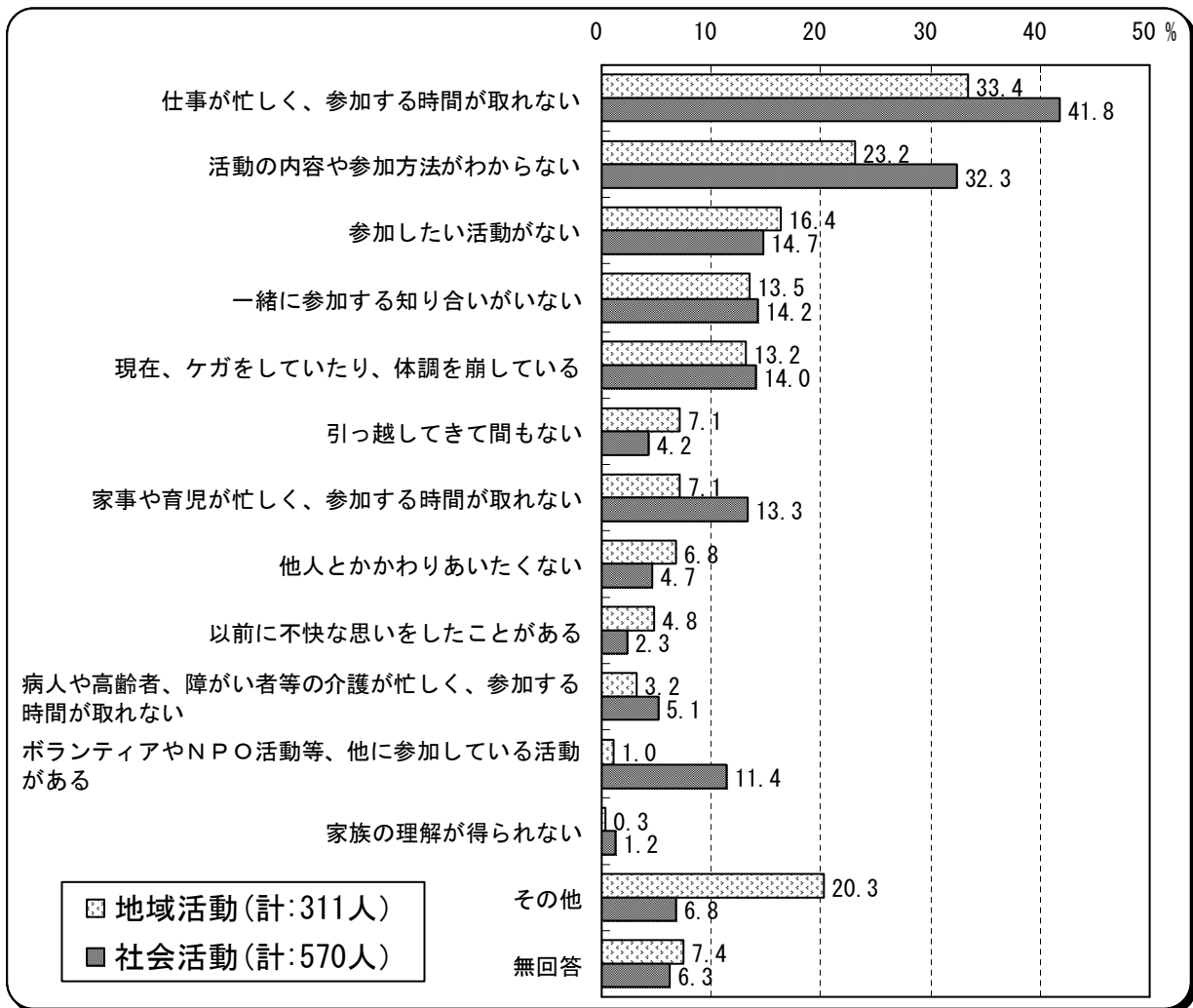
- ◆ 地域福祉を支える人材の育成に関しては、小美玉市社会福祉協議会の協力を得ながら、ボランティア養成講座の開催やボランティアセンターの運営を行っています。
- ◆ 平成 22 年 11 月 8 日現在において、市内にはNPO法人 4 団体、ボランティア団体が 35 団体(ボランティアセンター登録団体)あり、様々な分野で活動しています。
- ◆ 地域福祉を推進するためには、地域ごとの組織作り、人材確保が必要です。このため、本市では市民協働のまちづくりという視点から、市内の全小学校区を目標にコミュニティ組織の立ち上げを進めており、こういったコミュニティのなかには、教育や福祉といった特定の目的のもとに活動するコミュニティ組織（テーマコミュニティ）も増えています。
- ◆ アンケート調査によると、住民同士の支えあい活動が必要だと思っている人は 8 割以上にのぼり、現在活動していない人のうち約 6 割は、地域活動(行政区・常会(班)や子ども会など)や社会活動(ボランティア活動やNPO活動など)への参加意向をもっています。また、現在参加していない理由では、「仕事が忙しく、参加する時間がとれない」に次いで「活動の内容や参加方法がわからない」や「参加したい活動がない」が上位にあがるなど、潜在的な参加意欲が確認できます。

■住民同士の支えあい活動の必要性（単数回答）



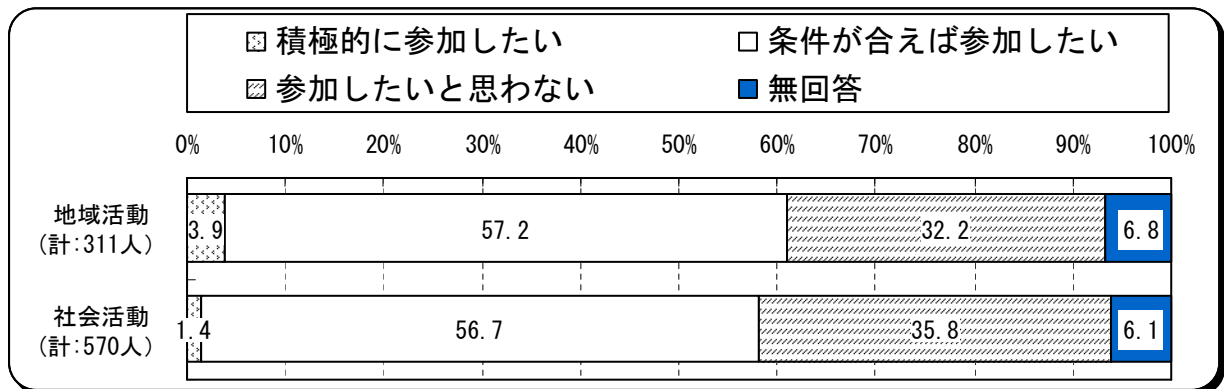
資料：アンケート調査

■地域活動及び社会活動に参加しない理由（複数回答）



資料：アンケート調査

■地域活動及び社会活動への参加意向（複数回答）



資料：アンケート調査

課題

- ◆ 地域福祉を推進していくためには、福祉人材の育成という人づくりの推進と、地域住民が主体的に参加し協力しあって、地域福祉を作りあげていくための仕組みづくりが重要です。
- ◆ 市では、NPO法人や多くのボランティア団体が活動していますが、活動に対する理解や認識を深めてもらうために、より一層、ボランティアや地域活動などの啓発・広報に努める必要があります。
- ◆ 潜在的な参加意向が高いことから、NPO法人やボランティア団体などの活動状況や協力者の募集情報などの情報提供を強化するとともに、活動日時や協力内容など参加しやすい条件整備も必要です。

施策の方向

① 人材育成体制の充実

地域活動やボランティア活動などに取り組むメンバーやリーダー不足を解消できるよう、養成講座の開講日時への配慮などにより、幅広い年齢層の人材の育成に努めます。

また、各団体と情報交換などを行い、各種研修会や専門講座などの開催を充実させ、人材の育成に努めます。

② 地域人材の発掘・活用

地域の様々な知識や技術をもった人材を地域福祉活動に活かせるよう、各団体と連携し、教室等の開催に取り組むとともに、様々な経験や知識をもった地域の人材を登録、活用できる仕組みづくりに努めます。

③ 社会活動等へ参加できる環境づくり

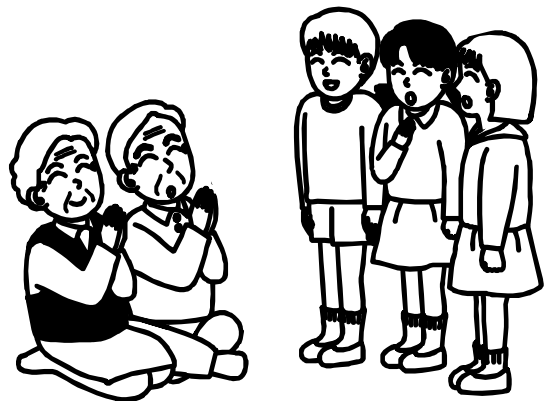
まちづくり組織支援事業の強化を図り、コミュニティ組織の育成・支援に努めるとともに、情報提供に努め、誰もが地域の一員として、自主的・主体的に社会活動へ参加できるような環境づくりを推進します。

④ 活動の活性化支援

ボランティア団体などの活動を支援するため、情報提供体制の充実を図ります。

また、中・高校生や大学生など、学生の地域活動への参加を促進するために、学生ボランティアの育成を図るとともに、関係機関と連携して地域活動への参加の機会を提供します。

さらに、地域貢献と実益、地域の活性化を兼ね備えたビジネス形態である「コミュニティビジネス^{※2}」について研究を進め、住民への啓発を検討します。



※² コミュニティビジネス…地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている。

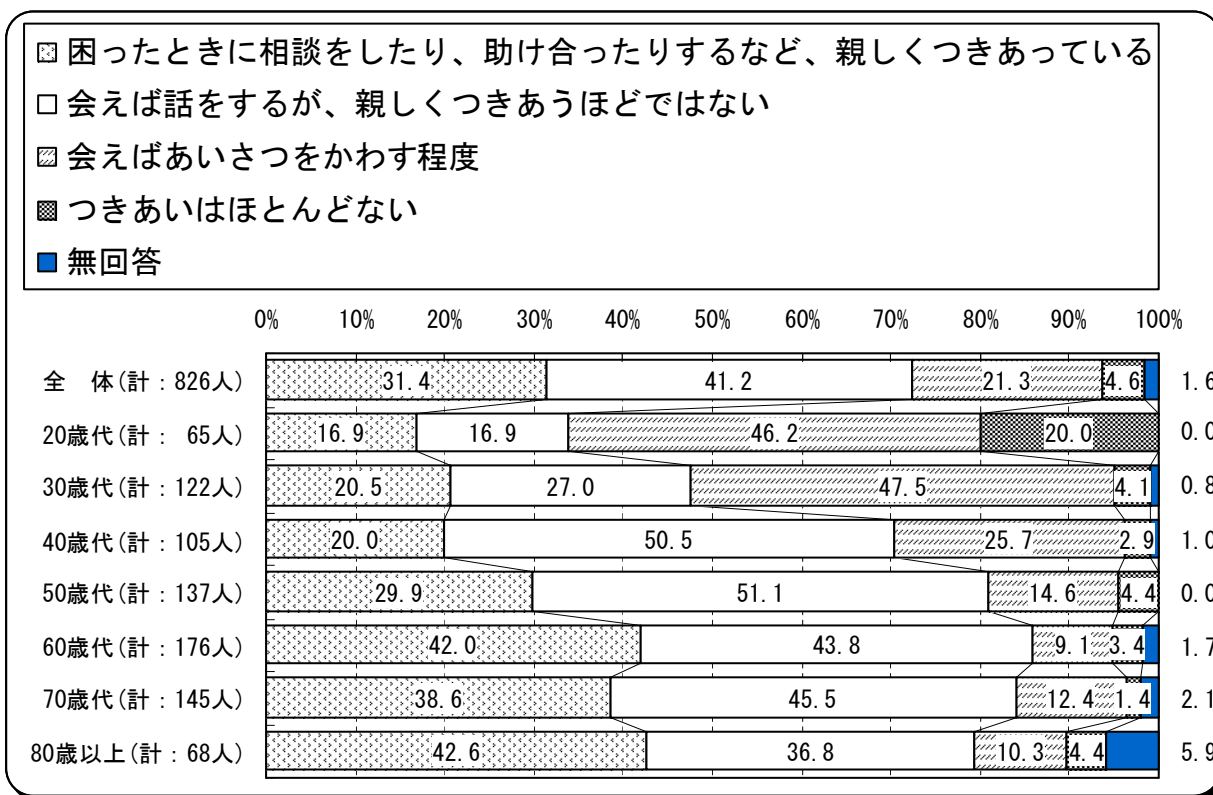
取組主体	取組内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアの重要性や、支え合いの大切さなどを積極的に話し合います。 ● 地域社会の一員として、できることから、できる範囲で、ボランティア活動に参加します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々なボランティア講座を開催し、ボランティア活動に関する学習の場を提供するとともに、ボランティアの育成を推進します。 ● 講座や教室の開催日時に配慮し、幅広い年齢層や立場の方の参加を促します。 ● ボランティア活動に関する相談体制を充実させるとともに、情報提供や啓発を行い、ボランティア活動に参加しやすい環境をつくれます。
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ● 各団体や関係機関との連携体制を強化し、人材育成やボランティア活動、社会活動に関する情報の収集・提供に努めます。 ● 様々な経験や知識をもった地域の人材を登録、活用できる仕組みの構築を進めます。 ● 各学校を通じ、学生ボランティアの拡大を目指します。 ● 市民参加による協働のまちづくりを推進するため、ボランティアやNPO法人が積極的に活動できる環境整備を進めていくとともに、活動支援の充実を図ります。 ● まちづくり組織支援事業の強化を図り、コミュニティ組織の育成・支援に努めるとともに、社会活動に関する情報提供を行い、市民の参画を促進します。 ● コミュニティビジネスに関する研究を進め、セミナーや講習会の開催など、市民への啓発を検討します。

3 地域でのふれあい、交流の場づくり

現 状

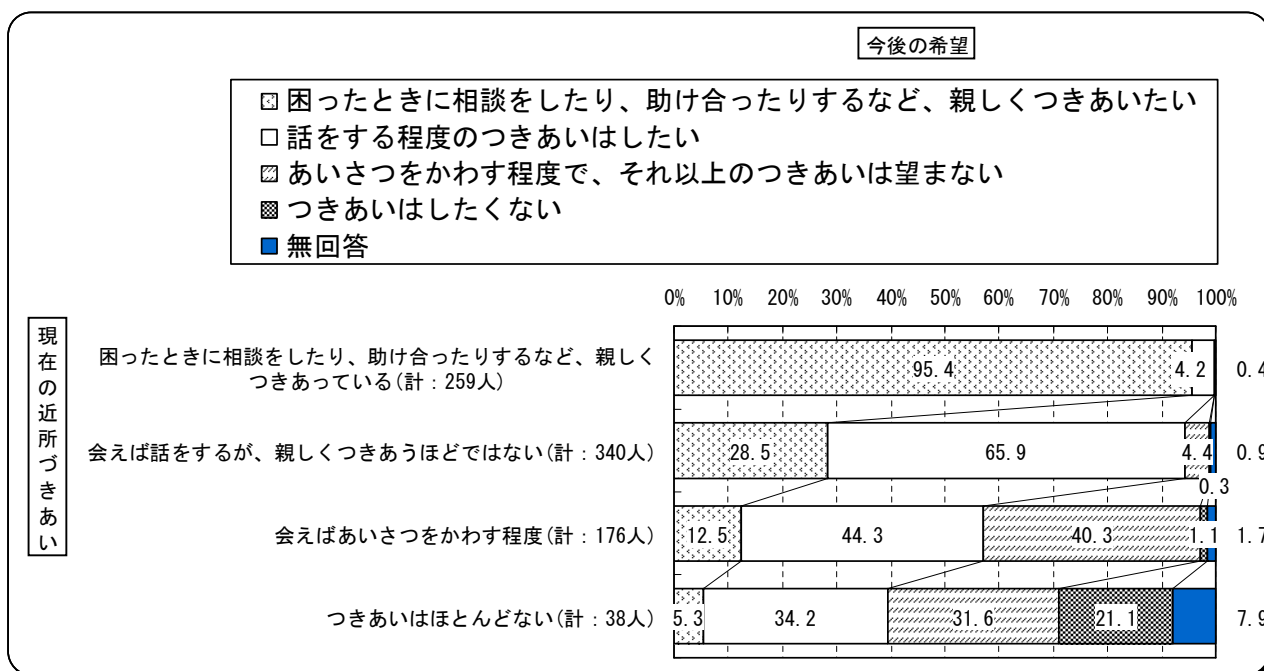
- ◆ 本市では、地域における様々な問題を市民自らが解決しようと、小学校区を単位とする地縁型のコミュニティ組織(地区コミュニティ)が5つの小学校区で発足し、これまで活発な活動を展開してきました。また、本市には、環境保全や教育・福祉など、特定の目的のもとに活動するコミュニティ組織(テーマコミュニティ)も少なくなく、年々、これらの団体は各種事業をとおして連携する機会も増えています。
- ◆ 本市に居住する外国人は年々増加傾向にあり、平成21年3月31日現在での外国人登録者数は1,361人にのぼり、全人口の約2.5%を占めています。このため、日常生活を通して外国人との交流の機会は多く、国際化が進んでいます。
- ◆ 市民の交流機会として「ふるさとふれあいまつり」を開催しており、世代を超えた市民の一体感の醸成と郷土愛を深める夏の風物詩として定着しつつあります。
- ◆ アンケート調査によると、現在の近所づきあいは、「困ったときに相談したり、助け合ったりするなど、親しくつきあっている」(31.4%)や「会えば話をするが、親しくつきあうほどではない」(41.2%)が多いが、年齢別では若年者ほど近所づきあいが希薄となっています。また、今後の近所づきあいへの希望としては、現在の状態かそれ以上の親しいつきあいを望む人がほとんどとなっています。一方、住民同士の支えあい活動として、自分にできることと、して欲しいことを対比してみると、全体的にして欲しいことの割合が高く、需要と供給のバランスとしては需要が上回っている状態にあります。

■近所づきあいの現状（年齢別クロス集計）



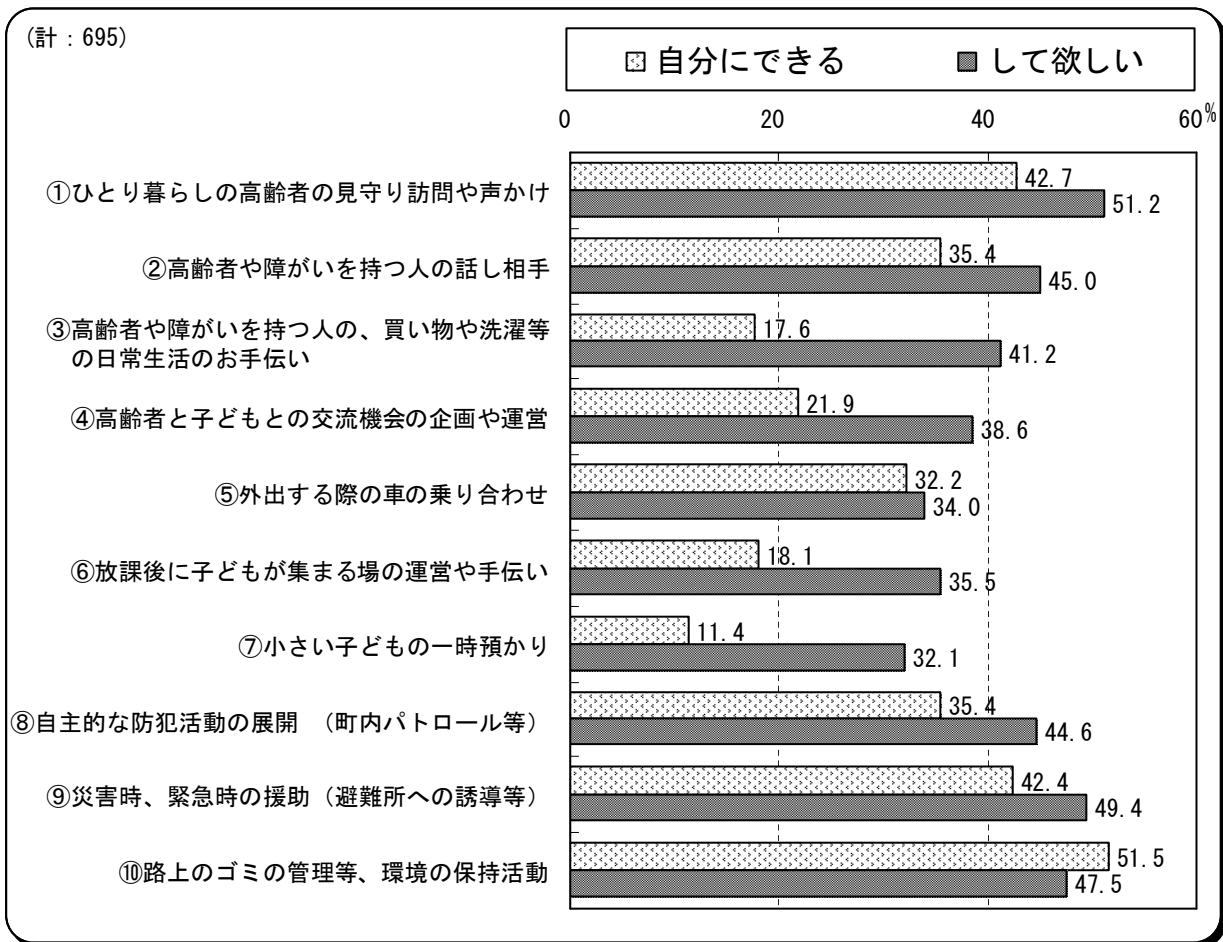
資料：アンケート調査

■近所づきあいの現状と今後の希望（設問間クロス集計）



資料：アンケート調査

■住民同士の支えあい活動（単数回答）



資料：アンケート調査

課題

- ◆ 地域福祉の中核的な活動組織として、地区コミュニティ組織やテーマコミュニティ組織を位置づけ、これらの拡大、活動の活性化が期待されています。
- ◆ 「ふるさとふれあいまつり」に代表される地域イベントは、コミュニティづくりに大いに貢献し、地域の個性を発揮するものとなっており、更なる充実が期待されます。
- ◆ 市民一人ひとりが国際理解を深めるとともに、外国人が日本人と同じ環境で働き、学び、遊び、暮らすための情報提供や生活環境の整備など、様々な支援をしていく必要があります。

施策の方向

① コミュニティ組織の拡大

「自分たちのまちは自分たちで創る」という住民自治の基本理念に基づき、地区コミュニティ組織やテーマコミュニティ組織の拡大に努め、市民のコミュニティ意識の高揚と、コミュニティ組織相互のネットワーク化、コミュニティの拠点の充実を図ります。

② 地域での交流活動の推進

「ふるさとふれあいまつり」など市民主体で運営する市民交流事業の充実に努めるとともに、行政区や常会(班)などの地域で行われる交流や、福祉施設で行われる地域との交流を推進し、より多くの人々が交流できる機会の創出を図ります。

③ 世代間交流の推進

保育所や幼稚園、小中学校における各種の行事などをおして、地域の人や高齢者、障がい者などとの交流の場を設け、交流やふれあいを促進します。

④ 外国人への支援

外国語による広報や生活ガイドブックなどにより、生活情報を提供するとともに、行政窓口での外国語対応力の向上に努めます。また、日本語ボランティアなどの外国人を支援する市民ボランティア活動の育成を支援するとともに、交流活動の充実などにより、外国人に対する市民の意識啓発に努めます。

取組主体	取組内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● あいさつや声かけ等を行い、隣近所との関わりを持つとともに、ひとり暮らしや子育て世帯、外国人などが地域で孤立するのを防ぐため、日常的なふれあいから始まる声かけ、安否確認など交流を活発にします。 ● 地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めます。 ● 行政区や常会(班)での活動、地域に根付いている祭りや行事などに積極的に参加することで地域のことを知り、地域への愛着を高めるとともに、高齢者や障がい者などとも積極的に交流します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域単位でのふれあい活動を通じて、同世代のみならず、世代間の交流やふれあいを啓発します。
市(行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● 先行して実施している地区コミュニティやテーマコミュニティなどのコミュニティ組織に関する啓発活動を強化するとともに、他地区での立ち上げなど、コミュニティ組織の拡大に努めます。 ● 「ふるさとふれあいまつり」や各種地域行事など、市民主体での交流事業の充実に努め、高齢者や障がい者のみならず、多世代が気軽に参加し、楽しめる交流の機会づくりを目指します。 ● 保育所や幼稚園、小中学校、福祉施設などにおける各種行事をとおして、地域の人や高齢者、障がい者などとのふれあう機会の創出に努めます。 ● 外国語による広報や生活ガイドブックを作成するとともに、行政窓口での外国語対応能力の向上に努め、本市在住の外国人に対して、生活情報の提供を行います。 ● 日本語ボランティアなどの、外国人を支援する市民ボランティアの育成を支援するとともに、交流事業などを充実し、外国人に対する市民の意識啓発に努めます。

第3章 安心して暮らせるまちづくり

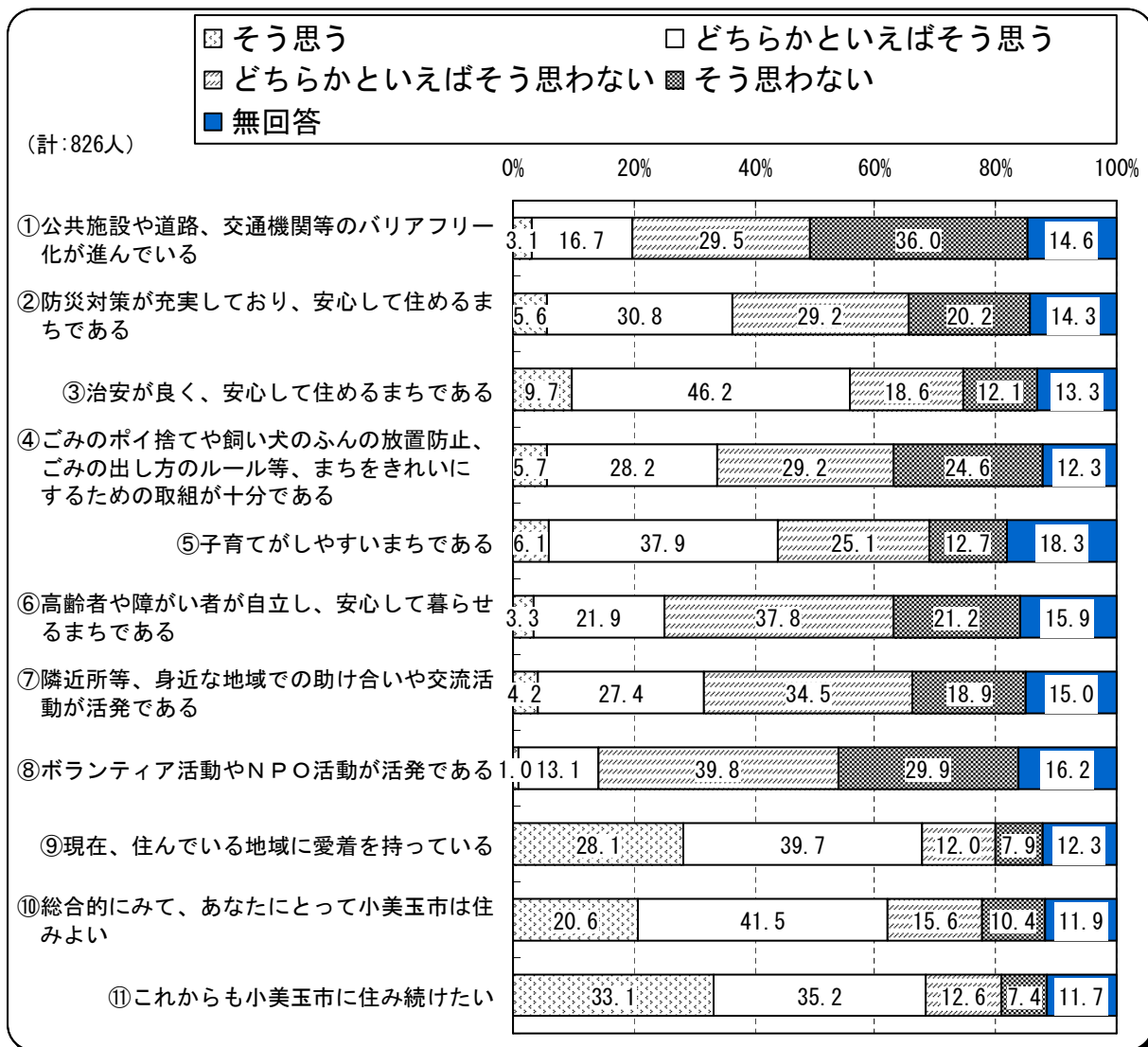
1 生活環境整備の充実

現 状

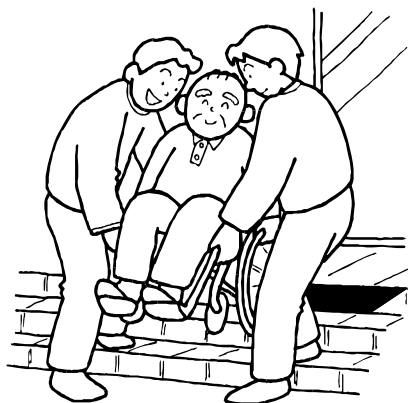
- ◆ 高齢者や障がい者が安心して快適に生活できる環境とは、あらゆる人にとって、安全性、利便性、快適性が確保されていることであり、現在は、そういった環境づくりを目的とした「ひとにやさしいまちづくり^{※1}」が推進されています。しかし、地域の中で安全で快適に生活していくうえでは、様々な障壁（バリア）が存在します。こうしたなか、市の新設公共施設については、バリアフリーに配慮した建設がなされており、既存施設においては、改修工事に併せたバリアフリー化を行っています。
- ◆ 高齢者や障がい者は、移動手段が限定されるなどの理由から、外出が困難となる場合があります。市中のバリアフリー化や移動手段の確保などにより、外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲拡大が期待できます。
- ◆ アンケート調査によると、地域や周辺環境について、公共施設や道路、交通機関等のバリアフリー化や、ボランティア・NPO活動はあまり進んでいないという印象を持っている人が多いことがわかります。

※¹ ひとにやさしいまちづくり…高齢者や障がい者を含むすべての人が安心して快適に暮らせるまちづくり。

■地域や周辺環境（単数回答）



資料：アンケート調査



課題

- ◆ 道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、高齢者や障がい者などすべての人が利用しやすい施設になるような、ハード面のバリアフリー化を推進する必要があります。また、安心して生活できるまちをつくるために、ユニバーサルデザイン^{※2}に配慮したまちづくりを推進する必要があります。
- ◆ 移動支援サービスなど、外出支援の仕組みが有効に活用されているかどうか点検するとともに、より有効性の高い支援方策がないか検討する必要があります。

施策の方向

① ユニバーサルデザインの推進

「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」や「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に従い、道路や公園、建物などのバリアフリー化はもちろんのこと、ユニバーサルデザインに配慮した取り組みを関係機関と連携を図りながら推進します。

また、公共施設だけでなく、民間施設など誰もが利用しやすいまちづくりを促進します。

② 「ひとにやさしいまちづくり」の啓発

「ひとにやさしいまちづくり」は人々の意識づくりからはじまり、行政が行うハード面の取り組みだけで達成されることではないことから、市民に対してもあらゆる機会を通じて啓発活動を行っていきます。

③ 身近な公共交通システムの充実

交通弱者への対応に向けて、身近な交通手段である路線バスの運行路線・本数の維持確保に努めるとともに、多様化した市民ニーズに即した総合的な公共交通システムの構築を図ります。

※² ユニバーサルデザイン…年齢・性別・身体・国籍など人々が持つ様々な特性の違いを越えて、できるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設・建物・製品・環境・行事等をデザイン〔計画・実施〕していこうとする考え方。

取組主体	取組内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校や商店街などと連携して、地域におけるバリアのチェックを行い、その改善方策を検討、実行します。 ● 杖や車いすを利用する人にとって移動の大きな妨げになる違法駐車や駐輪をしません。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修会や会議、広報活動等を通じて、ユニバーサルデザインの理念を啓発します。
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ● 「バリアフリー新法」や「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。 ● 公共施設や道路について、改修や新設の機会を活用して、バリアフリー化、ユニバーサルデザインによる整備を推進します。 ● 「ひとにやさしいまちづくり」の理念について、広報紙やホームページ、啓発冊子による啓発、セミナーや講座の開催など、あらゆる機会を通じて啓発に努めます。 ● 路線バスの運行路線や本数の維持確保に努めるとともに、デマンド交通など、多様化する市民ニーズに即した公共交通システムの構築に努めます。

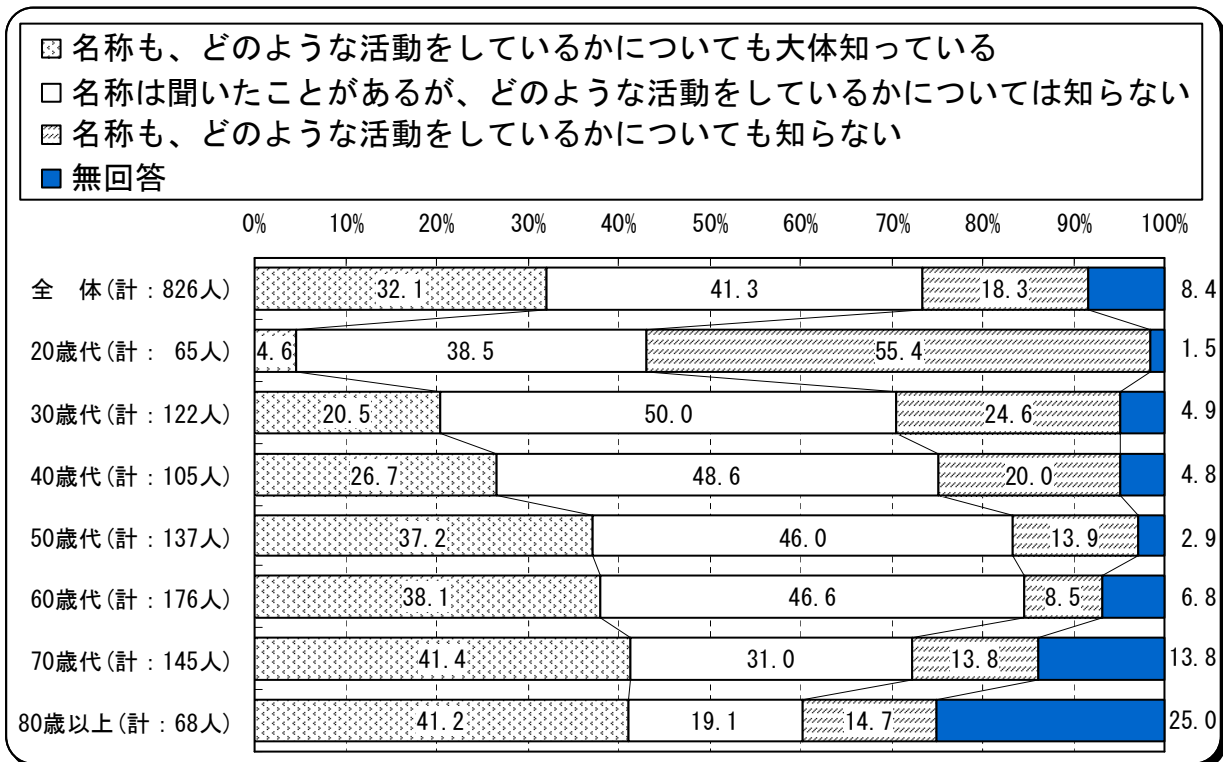
2 地域福祉のネットワークづくり

現 状

- ◆ 本市は平成18年に旧小川町、旧美野里町、旧玉里村の2町1村が合併したものであり、旧町村単位で構築されていた福祉ネットワークを地域ケアシステムとして構築しています。その一環として、「地域ケア実務者会議」を開催するなどして、民生委員・児童委員や関係機関などと情報交換のできるネットワークの構築を目指しています。
- ◆ 児童虐待や高齢者虐待、ドメスティック・バイオレンス^{※3}(以下「DV」)などの人権侵害はあまり表に出ることなく、家庭内の問題として潜在化する傾向があります。各種相談機関や相談窓口もありますが、被害者が幼児や高齢者といった場合、訴えること自体が困難な場合も多くみられます。本市では、防止や早期対応に向けた啓発活動や、虐待防止連絡会、地域ケア会議などのネットワークづくり、相談窓口の拡充など、防止・早期発見・早期対応のための態勢づくりに努めています。
- ◆ アンケート調査によると、小美玉市社会福祉協議会の名称と活動内容をともに知っている人は32.1%、また、地域の民生委員・児童委員を知っているという人は35.5%と少なく、両者とも若年者ほど知っている割合が減少しています。さらに、民生委員・児童委員の活動内容についてたずねたところ、23.1%が「知っている活動はない」と回答し、知っている活動内容として最も高かった「住民の生活に関する相談業務」は37.2%にとどまっています。

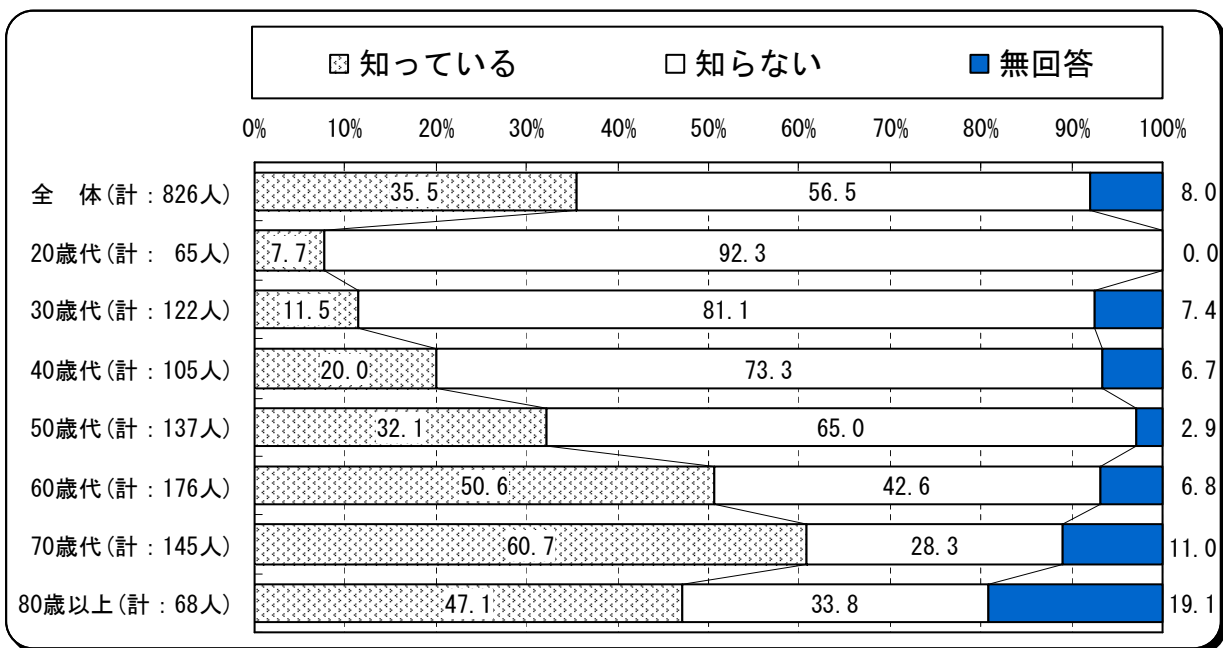
※³ ドメスティック・バイオレンス…DVと略すこともある。配偶者や恋人など親密な関係にある、もしくはあった者から振られる暴力。暴力には、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などがある。

■社会福祉協議会の認知度（年齢別クロス集計）



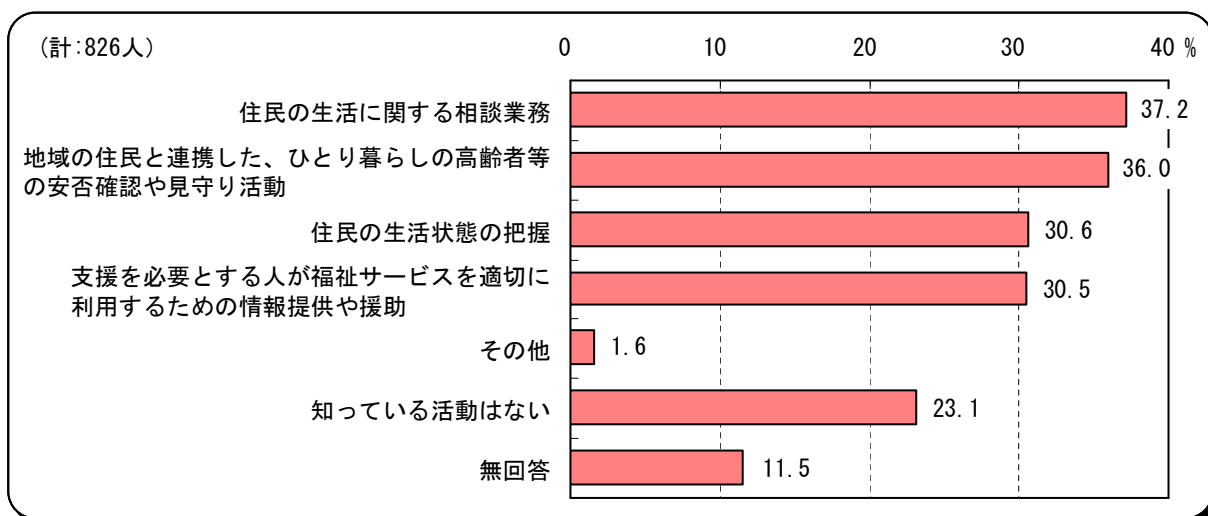
資料：アンケート調査

■居住地の民生委員・児童委員の認知度（年齢別クロス集計）



資料：アンケート調査

■民生委員・児童委員の活動内容の認知度（複数回答）



資料：アンケート調査

課題

- ◆ 地域福祉の重要な担い手である小美玉市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉員などの市民に対する認知度を高め、市民の理解と協力、活動の活性化を図る必要があります。
- ◆ 複雑多様化した地域の生活課題を解決するためには、地域福祉の推進に大きな役割を担っている小美玉市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、地域包括支援センターなどと行政のそれぞれが持つ情報を共有することが必要です。
- ◆ 虐待やDVの防止に向けて、地域住民の協力が不可欠であることの啓発を行い、より強い協力体制を築くことが求められています。
- ◆ コミュニティ組織の拡大とともに、ボランティア団体、NPO法人など、地域福祉を支える活動団体相互の連携体制を整え、情報交換や共同事業などを推進し、効率的で効果的な活動推進を支援する必要があります。

施策の方向

① 地域福祉の担い手の周知

小美玉市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、地域包括支援センターなどの活動については、関係機関との連携のもとで広報などによる更なる周知に努めます。

② 地域福祉ネットワークの構築

コミュニティ組織や行政区・常会(班)のように地域に根ざした活動を行っている団体のほか、ボランティア団体やNPO法人のように、地区を越えた広い範囲で活動している団体、小美玉市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉員、地域包括支援センターなどの地域福祉の担い手などがつながり、効率的で効果的な活動が行えるよう、情報交換の機会提供などによる支援を行います。

③ 虐待・DVに対する防止体制の強化

児童虐待や高齢者虐待、DVなどの防止・早期発見・早期対応に向けて、市民に対する周知と協力の啓発を行い、防止体制の強化を図ります。また、早期対応体制として、福祉関係者や専門機関、警察、関係機関等との連携を密にし、迅速かつ円滑な対応がとれる体制づくりに努めます。

④ 当事者同士のネットワーク確立

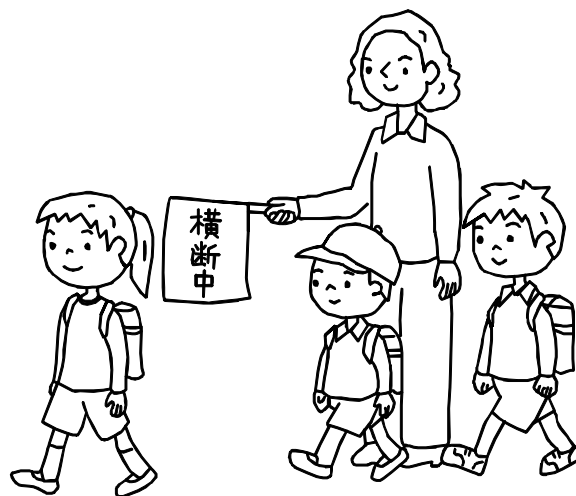
福祉課題を抱える当事者同士の支えあいは、それ自体ひとつの意味をもつもので、日常生活や社会生活での相談を気軽に心を開いてできるということにもつながります。このような当事者同士のネットワーク構築に向けて、関係機関と連携しながら支援を検討します。

取組主体	取組内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員・児童委員や福祉員、地域包括支援センター、小美玉市社会福祉協議会等の役割を理解し、その活動を積極的に活用するとともに、個人情報の保護に配慮しながら地域の支え合いに必要な情報交換に努めます。 ● 身近な虐待やDVに関心をもち、日頃から声を掛け合うなど発生の防止に努めるとともに、虐待の疑いがある場合には、すみやかに関係機関へ通報します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアセンターの運営など、地域福祉ネットワークを構築する中心的な役割を担い、民生委員・児童委員や福祉員、地域包括支援センターなどとの情報交換を密にするとともに、社会福祉施設やNPO法人などとのネットワークづくりに努めます。 ● サービス提供や相談窓口などで、虐待やDVに関する情報があつた場合には、対応策を検討するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、すみやかに関係機関へ連絡します。
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉を支える、民生委員・児童委員や福祉員、地域包括支援センター、小美玉市社会福祉協議会等について、広報紙やホームページ、情報紙などを活用して市民への啓発に努めるとともに、それら相互の情報交換を促進し、効率的で効果的な活動となるよう支援します。 ● 虐待やDVに関する相談窓口の広報を行うとともに、各相談窓口や専門機関など関係機関との連携体制を密にし、個人情報の保護にも留意しながら、円滑な対応体制の構築に努めます。 ● 福祉課題を抱える当事者同士の支え合いづくりのため、当事者間のネットワークづくりに関する研究を進めます。

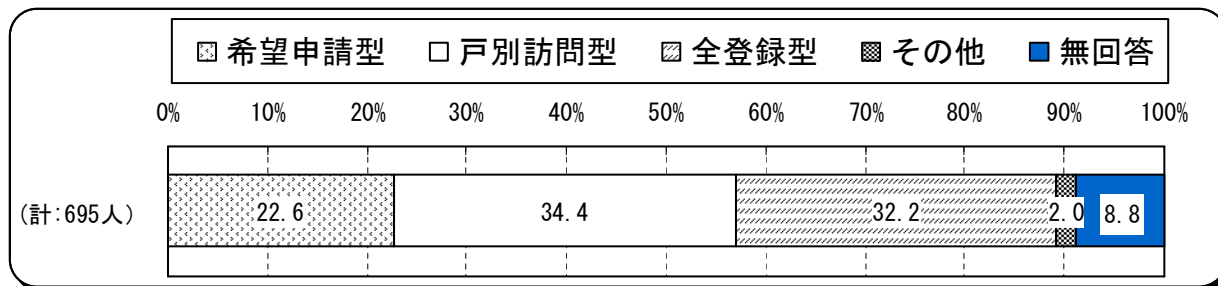
3 防犯・防災体制の充実

現 状

- ◆ 近年、子どもを狙った犯罪が多く発生し、子どもを取り巻く環境への懸念が拡大しています。これに対し本市では、地域の自警団など、地域防犯組織が防犯パトロールなどの自主防犯活動を行っています。また、平成21年7月には小美玉防犯連絡協議会が設置され、組織的な活動が展開されています。
- ◆ 防災については、市の地域防災計画に基づいて、個人の自覚に根ざした自助、地域コミュニティなどによる共助、行政による公助が相互補完した防災体制を確立し、減災社会の実現を目指して取り組んでいるところです。
- ◆ アンケート調査によると、災害や緊急時に備えた個人情報の収集方法で、戸別訪問型と全登録型に回答があつまり、両者の差は2ポイント程度とわずかでした。



■災害や緊急時に備えた個人情報の収集方法（単数回答）



※希望申請型…援助を必要とする人の自発性を尊重するため、広報等で制度をお知らせし、希望者の申し出により登録する方法。

戸別訪問型…戸別に援助が必要と思われる人を訪問し、制度をお知らせすると同時に、情報登録への同意を求める方法。

全登録型 …援助を必要とする人の情報の漏れをなくすため、当事者の同意の有無に係わらず、福祉部局等で収集した情報を市役所、消防、民生委員等で共有する方法。

資料：アンケート調査

課題

- ◆ 昨今の多様化する犯罪等に対して、市民が被害にあわないように、地域防犯組織や警察など関係機関が一体となって、地域防犯体制の強化・充実を図ることが望まれます。
- ◆ 緊急時や災害時に、支援を必要とする人のプライバシーや個人情報の保護に配慮して防犯・防災体制の充実を図る必要があります。

施策の方向

① 防犯・防災意識の啓発

防犯・防災に関する広報等により住民への意識啓発を行うとともに、防犯パトロールの実施や、地域防災組織等を対象とした防犯講習会の実施、ボランティア等による普及啓発活動などにより、防犯・防災意識の啓発に努めます。また、防災マップの作成・配付や防災訓練の実施等による意識啓発にも努めます。

② 防犯・防災体制の強化

電話連絡網やFAX等により、地域防犯・防災組織や警察、関係機関とを結ぶ防犯ネットワークの整備を進めるとともに、地域における自主的な防犯活動の支援に努めます。また、災害時における迅速かつ確実な情報伝達に努めるとともに、防災行政無線など施設の充実に努めます。

③ 緊急時の避難体制の確立

小美玉市災害時要援護者台帳を活用し、市と福祉関係者等が連携して、高齢者や障がい者等の所在を把握し、個々の避難・救護体制を整備します。また、高齢者や障がい者、乳幼児をもつ保護者等に配慮した避難所や避難経路の整備を進めるとともに、避難所における介護者の確保を図るため、通常時から、ヘルパーや手話・点字通訳者等のネットワーク化を進めます。さらに、緊急時のボランティア受け入れ態勢の整備を図ります。



取組主体	取組内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を整えるとともに、防災訓練や防犯パトロールには積極的に参加します。 ● 犯罪の特徴や発生箇所、さらには不審者の情報等、防犯につながる情報を警察署や防犯協会各支部など関係機関から収集し、地域で情報の共有を図ります。 ● 防災訓練を通じ、避難場所、避難経路などの確認を行うとともに、災害時要援護者に配慮した防災体制の点検を行います。 ● 個人情報の保護に留意しつつ、日頃から高齢者や障がい者などの存在を認識し、災害時には家族や隣近所での情報伝達、救助などが円滑に行えるようにするとともに、災害時要援護者の避難支援に積極的に協力します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と連携を図りながら、災害ボランティアの育成に努めます。 ● ヘルパーや手話・点字通訳者等のネットワーク化を図り、災害時、避難場所における高齢者や障がい者などの意思疎通支援ができる体制づくりに努めます。

取組主体	取組内容
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やホームページ、啓発冊子などにより、地域での防犯・防災の意識づくりを呼びかけます。 ● 防災マップの作成・配付や防災訓練の実施などによる啓発を行います。 ● 警察署や消防署、地域防犯・防災組織との連携体制を構築し、防犯・防災情報の共有を図るとともに、防犯・防災に関する自主活動の活性化を推進します。 ● 広報紙への掲載や説明会の開催などにより、災害時要援護者の避難支援に関する内容の周知を図るとともに、各地域で開催される防災訓練などに、その地域の高齢者や障がい者などの参加を促し、実践的、効果的な防災対策を講じます。 ● 災害時の安全を確保できるよう、災害時要援護者やその家族、介護従事者、民生委員等に対して、避難場所や避難経路の確認、さらに、非常持出品の備えや避難時の心構えなど防災知識の普及・啓発等を行います。 ● その地区の災害時要援護者などの避難を考慮した、避難所用緊急物資の整備に努めます。

第4章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域のふれあいを大切にしまちづくりや、きめ細かな福祉サービスの提供が求められています。しかし、今日の複雑化した社会環境の中で、地域では様々な生活課題や困難な問題を抱える人たちも増えており、行政や一部の専門家の力だけでは解決が困難になっています。そのため、市民、地域（行政区・常会(班)等）、社会福祉協議会、行政がそれぞれの分野において積極的に役割を果たし、協働しながら、地域社会全体で計画の実現に向けた取り組みを進めます。

2 計画の評価体制

計画の評価は、次回計画策定の際にアンケート調査等を行い、制度の浸透状況や住民の意向を把握したうえで、計画の点検・評価を行っていきます。また、普段のケースワークの際にも当事者からの声や民生委員・児童委員等からの情報により、逐次、意向の把握に努め、計画の点検・評価を行い改善に努めます。